

筒井延年本「豊後国風土記」の翻刻と若干の問題

西別府 元日

はじめに

自己の生活する地域の歴史を認識し、自らの立脚点を確かなものとしたいという意識は、古今東西の人びとに潜在する意識であろう。こうした意識こそが、地域を描写した伝来の典籍の書写・校訂作業に人びとをかりたて、これを後世に伝えしめた原動力であろう^①。いわゆる古風土記といわれる奈良時代の朝廷の命に応じて諸国から上進された地誌が、近世以後さかんに書写されていったのは、中世以前の風土記の受容のありかたと異なる地域への関心のたかまりを反映したものと見えよう。

現存の「豊後国風土記」は、天平五年（七三三）ごろに上進されたものが、書写・伝来の過程で抄録されたものであり、直接の祖本は京都冷泉家に伝わる永仁五年（一二九七）書写本とされている。以後、七百年をこえた今日、その伝本数は百をこえたとされる^②が、「豊後国風土記」が世に知られるうえで、とりわけ大きな役割をはたしたのが、荒木田久老板本の刊行（寛政十二年・一八〇〇）と唐橋世濟著「箋釈豊後風土記」である。とくに文化元年（一八〇四）に刊行された「箋釈豊後風土記」は、「豊後国風土記」の注釈本として先駆的なものとされている^③。

ここに紹介する筒井延年の識語をもつ「豊後国風土記」は、唐橋世濟の著述や荒木田久老板本に先行するものであり、臼杵藩領内での「豊後国風土記」の講読を伝える貴重な写本と考えられる。同本の存在については、佐藤四信氏の労作^④でも言及されているが、その評価には疑問が

ある。しかしその後は「豊後国風土記」諸本ならびに注釈本の集成などでも、佐藤氏の指摘以上に、同本についての言及はなされていない^⑤。あえて、筒井延年本「豊後国風土記」を翻刻、紹介する次第である。

一、筒井延年本「豊後国風土記」の翻刻

凡例 翻刻にあたっては、校合の便を考え、極力原文に忠実であるよう努めた。そのため以下のような配慮をした。

1. 異体字・正字、古体・略体文字の混用などがみられるが、あえて統一しない。ただし字画・筆順の乱れなどについてはこれを改めた。
2. 用字が、必ずしも正当と思われない場合でも、傍註は施さない。
3. 文字を抹消したものには、文字の左傍に・を付した。別字を重ねた場合は、のちに書かれた文字を本文とし、左傍に・、右傍に×を付して初めの文字を翻字した。
4. 返り点、送り仮名などに欠落や正当とは思われないものがあっても、訂正・追加を施さなかった。
5. ゴンベンの行書・草書はサンズイと区別がつけにくくなるが、底本の場合も「古註」か「古注」か判別しにくいものもあった。とくに直入郡の項から楷書と行草書の混用がみえはじめ、次第に行草書に移行したようにもみえる。後半部では字形から「古注」と翻字したが、書写者の意志は「古註」である可能性もある。

(外題)

一 豐後國風土記

(二丁才)

豐後風土記序

在昔元明帝詔諸州作風土記中遭散
失。世與少有。蓋海內所傳。塵乎存者。唯
有出雲記與此記而已。要之。人情唯新是
貴。而學者亦不厚。不意存其舊矣。今而不
傳。廢以至區。是可惜也。今我藩有此記
豈非幸歟。向余探質甫氏之藏得之而珍
重焉。然而騰寫轉訛。難讀。故以一二管見。
爲之訓註。寸亦有所長也。

安永八年巳亥夏五月

邦人白杵藩 筒井延年謹識

凡例并有繪圖略之繪圖者八郡之圖也

豊後國風土記

續日本記曰元明天皇和銅六年癸丑夏五月詔諸州作風土記至今安永八年己亥凡丁千有九年

郡捌所

郷四十里一百一十四一作三 十二字共古註菽園雜記云壹貳參肆伍陸柒捌玖拾阡陌等字相傳始於國初刑部尚書開濟然宋邊貫崑山志已有之蓋錢穀之數用本字則姦人得以盜改故易之以關防之耳

驛玖所

並小路 三字古註日本紀曰神功皇后五十年春二月始造驛路元明天皇和銅四年春正月始置亭驛

(二丁オ)

烽伍所並下國

三字古註

寺貳所僧寺尼寺

四字古註

○豊後者。本與豊前國合為一國昔者纏マキ向ムク

日ヒ代シロ宮ミヤ御ミ字ジ大オホ足タラシ彦ヒコ天ス皇ラキ。景行天皇御諱大足

彦忍代別四年冬十一月都ニ纏一向一是謂日代宮後皆倣之

詔ノ豊ニ國ノ直ノ等ノ祖ノ菟ウ名ナ手テ遣ム治レ豊一國一往レ到レ豊

前國仲津郡中臣村トミ。干レ時レ日レ晚レ。僑レ宿レ。明日

昧爽忽有白鳥從北飛來。翔ニ集一此村。菟名

手即チ勤ニ僕一者一。勤猶ニ勤兵之勤一以レ法令控制之也。遣レ看ニ其鳥一

鳥化レ為レ餅。片時之間。更ニ化ニ芋草數千許株一。

二三ウ

花葉冬榮〔一無花字〕四字古註 菟名手見之為異。

歡喜云化生之芋未二曾有見實至德之感。

乾坤之瑞援神契曰王者德至於地則華華盛也既而參二

上朝庭。奉狀奏聞〔奉一作舉〕四字古註 天皇於茲

歡喜之有之有日本書紀多此文例即勅菟名手云

天之瑞物。地之豐草汝治國。可謂豐國。重テ

賜姓曰二豐國直。因曰二豐國。後チ分兩國。以豐

後國為名

○曰田郡

鄉伍所〔里一十四〕四字古註

(三丁オ)

驛壹所

昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇征伐
 玖磨贈於凱旋之時發筑後國生葉行宮。
 幸於此郡有神名曰久津媛化而為人。參
 迎辨申國消息。辨一作訴 四字古註因斯曰久津
 媛之郡今謂日田郡者訛也。久津ハ者日佐津也佐津反

声叶田故謂訛也

△石井郷

在郡南

三字古註

昔者此村有土蜘蛛之堡。シロ不用石築以土。
 因斯名曰無石堡。後人謂石井郷誤也。郷

(三丁ウ)

中有河名曰阿蘇川。其源出肥後國阿蘇郡少國之峰。流到此鄉。即通球珠川。會為一川。名曰日田川。年魚多在。倭名抄載食經云年

魚貌似鱒而少。有白皮。無鱗。春生夏長秋衰冬死。故名年魚也。遂過

筑前筑後等國入於西海。

△鏡坂 在郡西 三字古註

昔者纏向日代宮御宇天皇登此坂上。御

覽國形。即勅曰。此國地形似鏡面哉。因曰

鏡坂。斯其緣也。謂斯其緣也。一者日本紀多此文例。盖記者亦倣之。

鞞編鄉 在郡東南 四字古註異本南作西

(四丁オ)

昔者磯城嶋宮御宇天國排開廣庭天皇

之世。欽明天皇日下部君等祖邑阿自仕奉

靱部。字彙靱音差盛箭室其邑阿自。玖就於此村。

造宅居之。玖就未詳蓋球珠之轉音或曰玖當作久言久就於此村而造宅居之也未知孰是

因斯名曰靱負村。後人改曰靱編鄉。中有

川。曰球珠川。其源從球珠郡東南山出。流

到石井鄉。通阿蘓川。會為一川。今謂日田

川。訛是也。

△五馬山 在郡南 三字古註

昔者此山有土蜘蛛。名曰五馬媛。因曰五

(四丁ウ)

馬山。飛鳥淨御原宮御宇天皇御世。天武天皇

戊寅年大有地震。按日本紀天武天皇白鳳七年。冬十有二月九州

山岡裂崩此山一峽崩落。大地震也。峽山間陝處也和俗訓於盖山坡

温之泉處、而出湯氣熾熱炊飲早熟但

一處之湯其穴似井日注丈餘。注水流射也無

知深淺水色如紺。青含赤色謂紺常不流聞人之聲。

驚温騰泥土一丈餘許。今謂温湯是也。

○球珠郡 和名鈔曰今已小田永野

鄉參所 里九 二字古註 驛壹所

昔者此村有洪樟樹。因曰球珠郡。

(五丁才)

○直入郡

鄉肆所里十二字古註 驛壹所

昔者郡東桑水村。桑一作垂四字古註 有桑生之

其高極陵。陵大阜也 枝幹直美。俗曰直栗村。

後人改直入郡。是也

△柏原鄉在鄉南三字古註

昔者此鄉柏樹多生。因曰柏原鄉

△衿子疑野在柏原鄉之南六字古註

昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時此

野有土蜘蛛。名曰打子サ八ヤ田タ國クニ磨マ侶ロ等三

(五丁ウ)

人 等三人字盖衍文也日本紀曰景行天皇。冬十月於直入縣祢疑野一
有三土蜘蛛一曰打猿二曰八田三曰國磨侶

天皇親欲伐此賊。在茲野。勅歷勞兵衆シバく子キラフ衆ラ歴ハ一數也

因謂祢疑野是也。

△蹶石野 在柏原郷之中 六字古注

同天皇欲伐土蜘蛛之賊。幸於柏×原峽大野。

其野中有石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。

天皇祈之曰。朕將滅此賊。當蹶茲石。譬如

柏葉舉焉。即蹶之。騰如柏葉。因曰蹶石野。

△球覃郷 在郡北 三字古注今属岡

此村有泉。同天皇行幸之時。奉服之人擬

(六丁才)

於御飲。令汲泉水。即有蛇オ。鼉カミ。謂於箇美。四字古註

於茲天皇勅云如將有衆衆疑鼉字鼉與臭同惡氣也

莫令汲用。因斯名曰鼉泉。因為名今謂球

覃鄉者。訛也。

△宮處野 朽網鄉所有之野七字古註

同天皇為征伐土蜘蛛之時起行宮於此

野。是以名曰宮處野。

△球覃峰 在郡南 三字古註

此峰頂イタクキ大垣繚之ハ繞也。基有救川。異本救作數救下恐有脫字

名曰神河。亦有二湯河流會神川。川一作河 四字古註

(七丁オ)

草靡一作排四字古注 襲石室土蜘蛛而誅殺。流

血没ツフナギラ踝其作椎之處。曰海石榴市。亦流血

之處。曰血田也。日本紀曰即留干来田見邑權興宮室居之

△納磯野ナギ在郡西南 四字古注

同天皇行幸之時此間有土蜘蛛名曰小

片鹿奧謂志努片意招一作小行鹿奧十二字共古注 小片鹿

臣一作小行鹿宮此土蜘蛛二人擬為御膳。

作日獯日一作日四字古注按御膳下恐有闕文 其獯人聲

甚譁。天皇勅云大囂謂阿那美須五字古注 因斯曰

大囂野。今謂納磯野者訛也。

○海部郡(七十ウ)

倭名鈔曰佐加穗門佐井丹生日田在田夜關日理父連石井

鄉肆所 里一十二 四字古注 驛壹所 烽貳所

此郡百姓並海邊ア白水郎也マ

白水郎海人也日本紀云漁人是也萬葉集豊後

國白水郎歌ニ云久礼奈井仁曾女天之己呂毛阿女不利天仁保比半須土毛宇川呂半女也毛

因曰海部郡

按佐賀關速吸日女神紀畧曰自大佐井至佐伯波濤津海邊三十餘里故名曰海部郡今所指小異是臥游漫稿

曰豐之佐賀関眞佳境也東邊海際與豫之西邊對岬船步里許所謂門也中有鷹島潮候渦旋若川流駛漲西迺泊岸曲浦亦上等安輿也在昔爲大友部内始置關隘邏所一沿路往來者先經本邦本司収受過所一無過所者不得度關此以密邇當州最爲要津一故也今属肥後尚置津邏東南汛路俗呼曰黑濱白濱其間相距船道一里殆殆如區畫以分黑白也黑濱磊石凝黑如積鐵白濱沙石純白如米砂且產棋子鎮石不知幾許一可謂雄壞絶特不常設一者矣稍西有金洞洞戸可四五尺不知其邃峻巖突凡臨海上嵌崖危岸峰岬透迤所謂眞山從作假山看者也或曰此蓋凝露臺也杜陽雜編日本國有凝露臺々上有手談池々上產玉棋子恐即指此地而言也

△丹生郷

在郡西 三字古注

(八丁才)

昔時之人取此山沙ミナ該朱沙也該咸因日二丹生

鄉。聞之故老今猶出朱沙予家今藏朱沙其色赤少加レ紫

△佐尉鄉在郡東 三字古注

此鄉舊名酒井。今謂佐尉鄉者訛也。

△穗門鄉在郡南 三字古注

昔者纏向日代宮御宇天皇御船泊於此

門。門猶迫也海底多生藻生藻一作生海藻 七字古注而長

美矣。即勅曰。取二取勝クマ海藻謂你郡未 四字古注便令

以進御。因日二取勝海藻門。今謂穗門者訛

也。

(八丁ウ)

○大分オイダ郡

倭名鈔曰阿南植田津守荏隈判×跡太跡部武藏笠祖神前

郷玖所

里二十五
四字古注

驛壹所

烽壹所

寺貳所

異本所下有僧寺尼寺字按舊記曰元正天皇養老五年每州造国分寺立
堺今国府醫王山金光明寺是其一也

昔者纏向日代宮御宇天皇豐前國京都

行宮ヨリ幸於此郡遊覽地形嘆曰廣大哉此

郡也宜名碩田國

碩田謂大分
五字古注

今謂大分。斯其

緣也

日本紀曰景行天皇十二年秋九月天皇遂幸筑紫到豐前國長峽
縣興行宮而居号其處曰京也冬十月到碩田國其地形廣大亦麗因
名碩田也

△大分河

在郡南

三字古注

此河之源出直入郡朽網峯○朽指東下

網與救
覃同

(九丁才)

流經^二過此郡遂入^二東海。因曰大分河年魚多在

△酒水 在郡西 三字古注

此水之源。出^二郡西指野之磐中。指南下流。其色如水味小酸焉。用療^二痲^{ハ夕}癬^ケ 謂^二朕太氣^一

作咳 八字古注朕太氣異本作膜太氣當從之按痲癬ハ乾瘍也

○速見^{ハヤミ}郡 倭名鈔曰朝見八坂田布大神山香

昔者纏向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈。幸於築紫 和爾雅曰九州此稱鎮西或稱筑紫其所以稱筑紫者諸說紛々恐皆妄謬未足信也嘗聞上世異國賊兵屢來侵於我國西

邊以此筑前北海濱築石壘以防之故名其地曰築石後世稱筑紫則築石之轉語耳

(九丁ウ)

從周防國佐娑津發船而度

發一作放 四字古注
度與渡通

泊_二於海部郡宮浦_一。蓋佐賀關今宮浦是也時於_二此村_一

有女人名曰速津媛。為其處之長。即聞天

皇行幸。親自奉迎奏言。此山有大盤窟_一無_{山字}

四字古注名曰鼠石窟土蜘蛛二人住之其名曰

青白。青與白二人名又於直入郡祢疑野。有土蜘蛛

三人其名曰打猿八田國磨侶。是五人並

為人強暴衆類亦多在悉皆謠云<sub>有章曲日歌
無章曲日謠</sub>

五人使其徒歌謠也不從_レ皇命。若強喚者。興兵距焉_{。此三句則}

謠詞記者取意改其詞也於是天皇遣兵遮其要害悉誅

(二〇丁才)

滅因。斯名曰速津媛國。後人改曰速見郡。

△赤湯泉 在郡西北 四字古注

此溫泉之穴在郡西北竈門山。其周十五

丈許。湯色赤而有泥土。用足塗屋柱異本柱作牆

泥土流出外變為清水。指東下流。因曰赤

湯泉

△玖倍理湯井 在郡西 三字古注

此湯井在郡西河直山東河直蓋今岸口注丈

餘。湯色黑。泥土常不流。人竊到井邊發聲

大言。驚鳴涌騰二丈餘許。其氣熾熱。不可

(二〇丁ウ)

向昵

昵近也

緣邊草木悉皆枯萎

萎亦枯也

因曰温湯

井。俗語曰玖倍理湯井

臥遊漫抄曰鉄輪邨側有温泉呼爲赤湯濶十許丈純赤如朱下足便爛

能熟生物。時見赤魚游泳。風土記曰。其泥土赤。用塗_二屋牆_一。是也。湯勢回旋勃、上升。殆如_二旭彩晚霞虹霓斜度_一。南里許有小池。濶二丈餘。濶丈許。橫有小洞。温泉出焉。盈涸。自有定候。將盈則。霹靂鳴動。熱湯奮發。炎氣特甚。土人。呼曰鬼山地獄。且号地獄者。皆温湯也。比落野次有三數處。沸湯沛出。氣若白雲。熱水竒發。地若蹈火。村人相集。熟米飯之。或熟菜蔬。以易火食。南二里程有別府湯寒温自協能療萬疾特不仁瘡癬断根而愈可謂靈泉矣赤湯玖倍理湯盖謂是等温湯也

△柚富郷

在郡西 三字古注

此郷之中栲樹多生

井澤長秀俗說辨曰陸機云荊陽謂之穀中州謂之楮今按木綿ハ穀也杜中也栲也

常取栲皮以造木綿。因曰柚富郷

△柚富峯

在柚富郷西 五字古注按和爾雅載豐後名所曰木綿山姫嶋三穗浦。小竹嶋笠縫嶋四極山安岐湊

此峰頂有石室其深一十餘丈高八丈四

(二丁才)

尺廣三丈餘。常有冰凝。經夏不解。

異本作常有水凝過夏不解

凡柚富鄉近於此峰。因以為峯名。

萬葉集歌思出時者為便無豐

國之木綿山雪之可消所念。所謂筑紫不二峯是也。絕頂二峯。秀恠屹立。西曰西嶽東曰東嶽其間相距數百丈山雲時封石乳日滴。西北疊級之下。有一大洞。俗名嫗氏嗒呀空澗。千嵯競秀。走獸不到而況人哉。此記所載。即此洞也。洞中幽邃非目擊所及也然自嶺而臨之。乃有三級。峭絕隆崛。絕無人跡。居人云古老相傳此大洞三級之隆時或聞有金石絲竹之音蓋仙館也

△頸峯クビレ

在柚富峯西南

六字古注

此峯下有水田。本名宅甲。

甲疑田字一誤

此田苗子ナエ

子語

鹿恒喫之。田主造柵

柵箒同籬也編木為之

伺待鹿到

來舉已頸容柵間即喫苗子。田主捕獲將

斬其頸。干時鹿請云。我今立盟

言立盟約也

免我也

(二二丁ウ)

死罪若垂大恩得更存者存者言全命也告我子孫

勿喫苗子。田主於茲大懷恠異放免不斬

放免一作免。殺六字古注。回時以來回當作自下有自時以降可見此田苗子不被

鹿喫一作不喫鹿。令獲其實令當作今愚按如下介葛盧聞牛鳴知生三犧公治長見群雀相呼知

有履車粟是言人聽或通鳥獸之情田主殆似二子盖此田主所捕之鹿。謝鯤所獲妖鹿之類因曰頸田兼為峯

名

△田野在郡西南四字古注

此野廣大。土波畔開墾之便焉。焉一作與四字古注

發同畔ハ田界墾ハ開也此土昔者郡内。百姓居此野。波當作波義與

多開水田餘糧宿畝宿ハ止也。大奢己力富。作餅為

(二二丁才)イタト

的。按的未詳レ為ニ何物一也日本紀曰景行天皇十八年秋八月到的邑而進食是日膳夫等遺蓋故時人号下其忌蓋處上曰ニ浮羽一今謂レ的者。訛也昔筑紫俗号蓋

羽 日浮 干時餅化白鳥發而南飛當年之間百姓

死絕水田不造遂以荒廢自時以降不_レ宜_二

水田。今謂_二田野。其緣也。

○國崎郡 崎或作東倭名鈔曰武藏。來繩。国前。由染。阿岐。津守。伊美。

鄉六所 [里一十六] 四字古注

昔者纏向日代宮御宇天皇御船從周防國佐婆津。發而度之。遙覽_二此國。勅曰彼所見者。若國之崎。因_テ曰_二國崎郡。

△伊美鄉 [在郡北] 三字古注

(二二丁ウ)

同天皇在此村。勅曰。此國道路遙遠山谷

阻深

深一作隔四字古注

往還踈稀

稀也 疏

乃得見國

異本國上有此字

因曰國見村。今謂伊美鄉。其訛也。

豐後風土記終

讀豐後風土記

維昔景行代菟名剖符臻白鳥從北飛翔

集彼仲津遣僕窺其鳥忽化白叢新須史

又變芋其葉冬藜誰感天地瑞維王德

(二三丁オ)

化^シ淳^シ菟^シ名^シ喜^テ且^ク仰^ク紀^レ狀^ス奏^ス楓^ニ宸^ニ眷^ケ何^レ所^レ
荅^レ嗟^レ爾^レ治^一國^ノ臣^ノ天^ノ錫^ニ爾^ニ豐^ニ艸^ヲ一^ニ豐^ニ爾^ニ闔^レ國^ノ民^一
乃^レ命^レ姓^レ與^レ國^レ千^ノ秋^ノ永^ク以^テ遵^フ

延喜式兵部省豊後國驛馬 小野十疋 荒田石井直入三重丹生高坂
長湯田布各五疋 傳馬 日田球珠大野海部大分速見郡各五疋

古注ハ悉書写新注ハ處ニ隨テ略写シ倉卒恐クハ書写謬誤有ン

寛政十一年冬十一月中旬從村瀨氏來原本ヲ見書写

讀豊後風土記詩月桂寺獨園禪師作也禪師者安永六 西十一月遷化

二、筒井延年本「豊後国風土記」について

底本（耶馬溪文庫目録番号一五二五）は現在大分県下毛郡本耶馬溪町曾木に所在する本耶馬溪町立耶馬溪風物館歴史資料館に架蔵されているが、この施設は昭和五十四年（一九七九）まで岩淵精次郎氏が主宰されていた耶馬溪風物館耶馬溪文庫が本耶馬溪町に寄贈されたものである。

【耶馬溪文庫蔵書目録】（昭和五十一年編・一九七六）によれば、耶馬溪文庫は嘉永七年（一八五四）備後国安那郡十九軒屋村（現在の広島県深安郡神辺町十九軒屋）に生まれた小野椋山（積、通称虎太）が明治二十年（一八八七）にこの地に移り住み、明治二十六年に古書・典籍を蒐集してこれを後世に伝えることを志して創設した耶馬溪文庫に始まる。椋山の意志がその門人岩淵精次郎氏に継承され、町への寄贈後も、岩淵家の献身的協力によって維持管理されてきたものである。

椋山は、耶馬溪定住以前に諸国を歴遊して各地の文人と交友をむすび、文庫設立後も諸国を奔走して典籍類の蒐集・保存に努力したが、底本もまたこうした椋山ならびに岩淵家のご尽力によって今日に伝えられたものである。なお同館には筒井本「豊後国風土記」とならんで「豊後国風土記」写本一点が架蔵されている^⑥。

底本については、先述のごとく佐藤氏による紹介がなされているが、再考すべき点も多いようである。まず、やや長文にはなるが氏の書誌学的記述を引用し、検討しておきたい。

小半紙判袋綴本、竪一四・二種、横一二・二二種、表紙紛失、當文庫現管理者岩淵精次郎氏によつて桑皮紙の表紙がつけられ、鳥の子の題簽に「豊後國風土記」の外題が左肩に貼つてある。この題簽は破損紛失した表紙についてゐたものらしいが、本文と同筆ではない。本書は一種の註釋書と見るべきもので、（中略）初葉裏に「豊後國風土記」と内題し、本文には處々割註があるが、奥書にいふ古注とは久老以前のものといひ、新注とは久老以後のものを指し、久老が校本に引用し

た書紀・和名抄等の參酌本、又久老自身の註文等を總合したものをいひ、又世濟の箋釋の註文を指してゐるやうであるが、延年自身の創見と見るべきものはない。（中略）本書の本文は君山本に酷似し、三十箇所以上の共通點を持つてゐるので、君山本を參酌してゐることは明らかである^⑦。

佐藤氏の底本・筒井延年本「豊後國風土記」に関する認識は、荒木田久老校本や唐橋世濟「箋釋豊後國風土記」を斟酌して整理したものという点にあり、その評価はさきわめて低いようである。しかし筆者は一九八七年秋に、耶馬溪文庫において底本を実見させていただき、また写真撮影を許可いただいたが、その際に佐藤氏の評価とは隔絶する印象をもつた。以下、書誌的紹介から私見を述べていきたい。

底本は、半紙本で縦二四・五センチ、横一七・五センチ。料紙は楮紙で袋綴、共紙表紙となつてゐる。表紙に題簽（縦一六・二センチ横三・五センチ）が貼られて外題「豊後國風土記」と記されているが、本文とは異筆である。したがつて実見時には、「桑皮紙の表紙」ではない。遊紙はなく、本文十三枚で、無界の一面十行、一行十六字を字配りの基本とし、双行で注記を記している。初葉表に「豊後風土記序」を記し、初葉裏に内題「豊後國風土記」と記す。十三枚目表で終わり、十三枚目裏が裏表紙を兼ねてゐる。本文の書風は貴重面さはあるがやや角張った感があり、端正とは言いがたい。全文同筆である。

底本には、いわゆる「古注」と明記する部分と、諸文献を引用するなどして注釈を加えた部分とが存在する。後者の注釈（奥書にいう「新注」）は、筒井延年が「余探賈甫氏之藏得之而珍重焉。然而騰寫。轉訛。難讀。故以一二管見。為之訓註」と識語に述べたように、安永八年（一七七九）以前の講読にあつて付け加えられたものであろう。ただし、延年らの講読・注釈作業の内容が底本に記述された箇所にとどまるわけではない。十二丁裏から十三丁表に記載された「讀豊後風土記」を詠んだ月桂寺「豊後國志」によれば白杵城西南に所在、現在も白杵市本丁で法燈が護られてゐる。この講読の会に参加していたとすれば、

安永六年以前から継続されていたと考えられる。「日本書紀」や「延喜式」、「倭名類聚抄」など、現代でも地域史研究の基本的文献とされるものなどを照合し、さらに当時の随筆・地誌などの諸本をもあわせ読む作業が長期にわたったのではないかと想像されるのである。延年らのつくりあげた注釈本、すなわち底本の親本とも称すべき注釈本が、奥書にみえるごとく、「寛政十一年冬十一月中旬従村瀬氏来原本ヲ見書写」された際に、「古注ハ悉書写新注ハ處ニ随テ略写」されたことを銘記すべきであろう。

こうした筒井延年らの注釈作業は、佐藤氏が述べるように、「新注とは久老以後のものを指し、久老が校本に引用した書紀・和名抄等の参酌本、又久老自身の註文等を總合したものをいひ、又世濟の箋釋の註文を指してゐるやうであるが、延年自身の創見と見るべきものはない」というべきものであろうか。以下、この点について検討してみたい。

そもそも佐藤氏が前述のような評価をされた根拠は、「古注」と「新注」とを荒木田久老本以前と以後に成立したものとされる点にあるように考えられる。しかし、氏の著書を読む限り、荒木田久老本を基準にして、底本を吟味するべき理由がみあたらないのである。しかも、筒井延年が序文を安永八年に記していること、さらに奥書にはこの底本の書写が寛政十一年（一七九九）と明記されていることなどが、一考だにされていないのである。諸写本の系統を考える際には、識語・奥書に注意を払うことがまず第一に必要とされるが、底本が注釈本に属することから無視されたのであろうか。

もちろん、孤立して存在する史料であるから、後世の著述が年紀を遡及された可能性がないわけではないが、その判断を下すためには充分な内容的検討が行われなければならない。筆者は、いまだここに登場する延年や独園などの人物像を完全には確認しきれしていないが、臼杵藩に筒井姓の家臣がいたことは確認できる^⑧。

また、底本の注釈（新注）中に引用されている文献のうち、「和爾雅」は元禄七年（一六九四）に刊行された貝原好古の辞書であり、「臥遊漫抄」は寛延二年（一七四九）刊の原田東岳の随筆、「井澤長秀俗説辨」は、井

沢長秀著「広益俗説辨」のことであり正徳五年（一七一五）に刊行された考証隨筆である。また、「杜陽雜編」は中国唐代の書である。「佐賀關速吸日女神紀畧」と「菽園雜記」のうち、前者に関連しては井沢長秀著「速吸日女神社記」と「速吸日女神社略紀」（東大図書館蔵）が知られるが、異同等を確認しえていない。「菽園雜記」なる書物は現存しないようであるが、新井白石に「菽園録」なる雜記文がある^⑨。こうした関連文献などから考えても現段階で、年代上の作為を想定するべき理由はないと考えられる。

このような判断にたてば、筒井本「豊後國風土記」が、寛政十二年（一八〇〇）刊の荒木田久老板本や、天明四年（一七八四）に初めて豊後との関係をもち寛政十年から「豊後國志」編纂に着手した唐橋世清が、その編纂過程での知見をまとめた「箋釈豊後風土記」（刊行は文化元年・一八〇四）を参考にすることはできないとするのが妥当ではなからうか。佐藤氏の評価には年代的混乱があるように考えられるのである。

ところで安永年間、おそらくは臼杵城下で行われていた「豊後國風土記」の講読の会では、どのような写本がテキストとして使用されていたのであろうか。そのためには、底本の本文部分について、諸本との校合にもとづいた伝本上の位置づけを明らかにしなければならない。しかし、それは現在の筆者の能力の限界をはるかにこえるものであり、またそのための準備もまったくのつていない。ここでは、筒井延年本「豊後國風土記」の翻刻の過程で気づいた幾つかの点を述べて後日を期するとともに、先学諸賢のご検討・ご教示をお願いする次第である。

底本が注釈書であるがゆえに、その親本の字配りなどは不明とせざるをえないが、郷の所在地などの行取りなどは明確である。底本はすべて一行取りであり、植垣氏前掲論文によると、同じ形式は神宮文庫所蔵千春本と国会図書館蔵榊原乙本のみである。ただし、底本では、この郷の所在地を記した部分は「某字古註（注）」の表記を付している。

この「古注」の部分は、寛政十一年に底本が書写・抄録された際にも、悉く書写したとされ、全部で五十六ヶ所存在する。これを内容から検討

すると、二つに大別できるようである。すなわち、現流布本の祖本ともいべき冷泉家本「豊後国風土記」の本文中にすでに双行で注記的に記載されている語句を「古註」としているものと、それ以外の語句を「古註」としたものであり、前者は四十一ヶ所、後者十六ヶ所（一カ所重複）である。

後者は、「一無花字」（二丁ウ）、「奉一作擧」（二丁ウ）、「辨一作訴」（三丁オ）、「桑一作垂」（五丁オ）、「川一作河」（六丁オ）、「靡一作排」（七丁オ）、「一作小行鹿奥」（七丁オ）、「一作小行鹿宮」（七丁オ）、「日一作曰」（七丁オ）、「生藻一作生海藻」（八丁オ）、「發一作放」（九丁ウ）、「一無山字」（九丁ウ）、「放免一作免殺」（十二丁ウ）、「一作不喫鹿」（十一丁ウ）、「焉一作與」（十二丁ウ）、「深一作隔」（十二丁ウ）とあるように、いずれも過去の書写段階での諸本との校異の結果が、書写に際しての注記とされ、その後の伝写過程で、本来の注記と同一視されるようになったものと考えられる。底本の親本を考察する場合、配慮すべき箇所であろう。

たとえば「一無花字」や一丁ウの「郷四十里一百一十四一作三」は天理乙本系にみえ、九丁ウ「發一作放」は早稲田本にみえるが、他の諸本にはみいだせないものようである。また三丁オ「辨一作訴」は、佐藤氏や秋本氏さらに田中氏らの校訂本でも校異がたてられておらず、「放免一作免殺」の部分も「免殺」とする写本の存在は指摘されているが、「免殺」の例は引かれていない。

本文部分でも二丁オ「日晚。僑宿」について、佐藤・秋本両氏の校訂本では「偶」「偏」などの諸本がとられず、荒木田久老本・伴信友本・君本（春日政治氏所蔵「豊後風土記辭」）などによって「僑」をあてられているが、これらは延年本の成立より新しいものであることに注意すべきであろう。また二丁ウの「奉状奏聞」の「奉」は「擧」とする写本が多く、諸氏の校訂本はこれよって「奉」の写本は紹介されていない。十一丁ウの田野に関する記述も諸本との異同が大きいようであり、今後の本格的な研究を期したい。

なお、講読の過程で、筒井延年らも他の諸本との校合を行っているようであり、三丁ウ一〇行、六丁オ九行、九丁オ六行、一〇丁オ四行、十一丁オ一行、十二丁ウ二行などにそのあとがうかがわれる。語義に対する検討、「日本書紀」など古典と原文の表現形式についての比較検討など、彼らの真摯な作業は評価すべきであろう。

「天皇」などの表記に際しての闕字なども、諸本分類の基準とされるが、底本の場合には、「豊後風土記序」の部分では闕字を配しているのに対し、本文部分では配していない。これは、延年らの意志ではなく、テキストとなった親本に、闕字が配されていないことによるものではなからうか。

「新注」の部分に着目するならば、前述したように参照した文献や、その引用のありかたなどからみると、その態度が極めて考証的であることに注目したい。「豊後国風土記」の諸注釈本にみえる注釈を集成された植垣氏の労作を参考にすれば、彼らの注釈は十八世紀の注釈としては、レベルの高い部類に属すると考えられる。確かに、寛政年間後半の唐橋世濟らによる「豊後国志」編纂に並行したと考えられる「箋釈豊後風土記」ならびに「豊後風土記注」などと比較すれば、その内容・量、さらには地域性そのいずれをとっても見劣がするといわざるをえない。しかし世濟らの作業は、いわば豊後岡藩の総力を結集した作業であることを想起すべきであろう。筒井らの作業がどのような組織によるものであったかは未詳であるが、そこに藩権力が関与した可能性は考えがたいのである。延年らの講読と注釈の営みは、唐橋世濟らの作業に先行するものであり、いわば、地域の人々による「豊後国風土記」理解の嚆矢として高く評価すべきであると考えられる。

むすびにかえて

奈良時代の前半に指示され、各国から上進された「豊後国風土記」は、一二〇〇年以上の時間のながれのなかで、さまざまにその目的が変化しながら伝写されてきた。それは、中央からみた地域把握の手段から、地

域に生きるための地域理解の手段・素材への変化ととらえることができ
るのではないだろうか。「豊後国風土記」の場合、その転換は十八世紀後
半以後の、地域にそくした風土記考証の展開以後であると考えられる。
本稿は、従来低い評価しか与えられていなかった筒井延年本「豊後国風
土記」が、こうした風土記理解の嚆矢だったのではないかという観点か
ら筆を執ったものであるが、その当否は、今後の研究によって確かめら
れなければならぬ。ここに共通の研究素材の提供を実現して、なんと
か検証の第一歩を踏み出すことができたが、その前途の厳しさを痛感し
つつ擲筆することとする。

注

- ①「豊後国風土記」の成立やその伝来、研究史などについては拙稿
「豊後国風土記」研究史序論（大分県地方史二五五号、一九九四年
刊）ならびに「豊後国風土記」の成立」（風土記の考古学四 豊後
国風土記の巻）所収、一九九四年同成社刊）を参照されたい。
- ②植垣節也氏「豊後国風土記の伝写について」（親和女子大学 親和国
文六、一九七三年刊）、同氏「豊後国風土記四本集成」（風土記研究
八、一九八九年刊）。
- ③田中卓氏「神道大系古典編・風土記」解題（一九九四年神道大系編
纂会刊）。
- ④「豊後風土記之研究」（一九五六年明治書院刊）。
- ⑤秋本吉郎氏「風土記の研究」（一九六三年大阪経済大学後援会刊、ミ
ネルバ書房発売）。氏の成果は『日本古典文学大系・風土記』（一九
五八年岩波書店刊）に反映されている。植垣節也氏も前掲親和国文
六号掲載論文において、入手された写真版により改行・記述形式な
どを検討されているが、写真が不鮮明なため文字の異同等詳細は
不明として、伝写の考察から除外されている。またその後の「豊後
国風土記・古注集成稿」（上）（下）（親和国文八（一九七四年）、同

十一（一九七七年））でも、掲載されていない。

⑥耶馬溪文庫本「豊後国風土記」（目録番号一五二六）についても佐藤
氏が「豊後風土記之研究」で紹介をされている。氏の紹介に付言す
るならば、同写本表紙右上隅に「竹内貫順所寄全一冊」との記載が
ある。

⑦前掲著書第一章第二節。

⑧月桂寺の現ご住職によれば、独園禪師は月桂寺住職であったとのこ
とである。また、『白杵史談』二七号（一九三八年）の「第四回白杵
舊蹟巡り記」に、宝暦五年（一七五五）に死去した白杵藩の文人で
あり、子弟の教授にもあたった筒井一步（名は惟精）の墓が紹介さ
れている。

⑨諸文献の概略は「補訂版増補国書総目録」（一九八九〜九〇年岩波書
店刊）によるが、『広益俗説辨』については平凡社東洋文庫本（一九
八九年刊）の解説等を参考にした。

（付記）筒井本「豊後国風土記」の翻刻については、耶馬溪風物館から、
ご快諾をいただき、深謝いたします。とくに種々お世話をいただいた
副館長岩淵玄氏には、深く感謝申し上げますとともに、閲覧以後、翻
刻まで長い年月がかかってしまったことをお詫び申し上げます。